## ○保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証の再交付申請手続について

	TEL、切在師先日に、「日後師先日にひ行久日平前」がに 20°C
手続概要	保健師、助産師、看護師の免許を取得した後、免許証を破損したり、紛失した場合には、免許証の再交付を申請することができます。その時に申請する手続です。
根拠法令	保健師助産師看護師法施行令第7条第1項
申請方法	【提出先】 申請書類等は、就業地の保健所(一部県については県庁)へ提出してください。 【受付時間】 保健所(一部県については県庁)の業務時間内
その他	【手続対象者】     保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証を破ったり、汚したり紛失して免許証の再交付を希望する保健師、助産師、看護師 【提出時期】     随時 【手数料(説明)】     手数料(以入印紙)は3,100円です。また、再交付申請と書換え交付申請を同時に行う場合は、両方の申請書類が必要となります。 【相談窓口】     保健証、教道庭見衛生主管部長、原生労働劣医政長医事理試験免許容免許多急係
	保健所、都道府県衛生主管部局、厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係